内閣総理大臣 高市　早苗殿
外務大臣　茂木　敏充殿
防衛大臣 小泉　進次郎殿
内閣府特命担当大臣（国際平和協力本部副本部長）　木原　稔殿

自律型致死兵器システム（LAWS）の国際的規制強化を求める意見書（案）

AI（人工知能）等を用い、人間の介在なしに標的を選択し攻撃を行う自律型致死兵器システム（LAWS）は、国際人道法の基本原則を根底から揺るがし、一般市民の生命及び尊厳を著しく脅かす重大な危険性を有している。近年、ウクライナ、中東、アフリカ等における紛争において、国際人道法の原則が意図的に侵害される事例が増加している中、AI 兵器の導入が進めば、武力行使の限界点が低下し、非人道的な暴力が常態化するおそれが極めて高い。国際社会では、LAWS の規制及び禁止を求める国が急速に増加し、国連総会では 150 か国以上が関連決議に賛成している。また、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）における政府専門家会合では、条約交渉開始を支持する国が 42 か国から 70 か国へと拡大している。
本年 11 月には、CCW 運用検討会議が開催され、LAWS 規制の国際的枠組みの方向性が最終的に議論される予定である。我が国は、国連憲章及びジュネーブ諸条約の精神を重んじる平和国家として、国際人道法の理念を守るため、LAWS 規制の国際的議論に積極的に参画する責務を負っている。よって、本議会は、政府に対し、下記の事項を強く要請するものである。

記

一、　人間を標的とする自律型致死兵器システムの全面禁止を国際規範として明確に支持すること。

一、　LAWS 規制に関する法的拘束力のある国際条約の交渉開始を支持すること。

一、　「有意の人間による制御（Meaningful Human Control）」を国際規制の基本原則として明確化すること。

一、　AI 兵器の開発・運用に関する透明性確保及び国際的情報共有の枠組み構築を主導すること。

一、　国連総会及び CCW 運用検討会議において、LAWS 規制に関する市民社会・専門家の意見を積極的に取り入れること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。
令和８年　　月　　日